

令和2年度第12回職員分限懲戒部会 議事要旨

1 日時

令和3年3月19日(金曜日)13時30分～14時45分

2 場所

大阪市役所本庁舎4階 第2特別会議室

3 出席者

小林委員長(部会長)、小松委員、滝口委員
(事務局:人事室人事課)
古井人事課長代理、畑中担当係長、稗田係員

4 議題

3月30日発令予定の処分に関する要否及び量定の妥当性について

5 議事要旨

以下の事案の処分の要否及び量定の妥当性の検討を行った。

- ・ 健康局職員の職務専念義務違反事案
- ・ 住吉区役所及び住之江区役所職員のマタニティハラスメント、パワーハラスメント及び職務命令違反事案
- ・ 此花区役所職員のパワーハラスメント事案
- ・ こども青少年局職員の不適正事務事案
- ・ 建設局職員の公務上交通法規違反事案
- ・ 水道局職員の公務上交通法規違反事案

6 議事結果

以上の事案にかかる任命権者の処分案について、意見を述べた。
任命権者においては、聴取した意見を参考に処分を決定する。

【問い合わせ先】

人事室人事課

電話:06-6208-7516

ファックス:06-6202-7070

メールアドレス: ba0008@city.osaka.lg.jp